

仙北市告示第57号

市税等に係る収納事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（以下「施行令」という。）第158条第1項、第158条の2第1項、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第114条、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条第3項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）附則第6条第5項の規定により、市税等の収納事務を次のとおり委託したので告示する。

令和2年4月1日

仙北市長 門脇光浩



- 1 委託業務  
    コンビニエンスストア等収納事務
  
- 2 委託の対象とする市税等
  - (1) 市県民税（普通徴収により徴収するものに限る。）
  - (2) 固定資産税
  - (3) 軽自動車税
  - (4) 国民健康保険税（普通徴収により徴収するものに限る。）
  - (5) 後期高齢者医療保険料（普通徴収により徴収するものに限る。）
  - (6) 保育料
  - (7) 小規模水道使用料（料金）
  - (8) 専用水道使用料（料金）
  - (9) 下水道使用料
  - (10) 集落排水使用料
  - (11) 浄化槽使用料
  - (12) 墓地管理手数料
  - (13) 市営住宅使用料
  - (14) 市営住宅駐車場使用料
  - (15) ふるさと仙北応援寄附金

- (16) 学校給食費
- (17) 前各号に掲げるほか、施行令第 158 条第 1 項各号に定める使用料、手数料、賃貸料、物品売払収入、寄附金又は貸付金の元利償還金に該当し、仙北市財務規則（平成 17 年仙北市規則第 38 号）第 34 条に規定する納入通知書により収納を行う別に定めるもの
- (18) 施行令第 158 条第 1 項第 7 号に掲げる歳入に該当するもの

### 3 委託の相手方

- (1) 東京都中央区日本橋本石町四丁目 6 番 7 号  
地銀ネットワークサービス株式会社
- (2) 別紙記載のコンビニエンスストア本部

### 4 委託の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

(別紙)

コンビニエンスストア本部の所在地、名称	チェーン名 <sup>(注)</sup>
東京都江東区木場 5-10-11 国分グロースーズチェーン株式会社	コミュニティ・ストア
東京都港区港南 1丁目 8番 27号 株式会社しんきん情報サービス	MMK設置店
北海道札幌市中央区南 9条西 5丁目 4 2 1 番地 株式会社セイコーマート	セイコーマート、ハマナス クラブ、ハセガワストア、 タイエー
東京都千代田区二番町 8番地 8 株式会社セブンーイレブン・ジャパン	セブンーイレブン
東京都港区芝浦三丁目 1番 21号 株式会社ファミリーマート	ファミリーマート
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 6 6 5 番地 の 1 株式会社ポプラ	ポプラ、くらしハウス、ス リーエイト、生活彩家
千葉県千葉市美浜区中瀬 1丁目 5番地 1 ミニストップ株式会社	ミニストップ
東京都千代田区岩本町 3丁目 10番 1号 山崎製パン株式会社	デイリーヤマザキ、ニュー ヤマザキデイリーストア、 ヤマザキデイリーストア ー、ヤマザキスペシャルパ ートナーショップ
東京都品川区大崎 1丁目 11番 2号 株式会社ローソン	ローソン、ローソンストア 100

(9 コンビニ本部。50音順)

(注) コンビニエンスストア本部とエリアFC契約等を締結している法人のチェーンを含む。